

今月のテーマ

薬の使用期限

治療の途中で症状が変わった（薬が変更になった）時や治った時、「余った薬」はどうしていますか？

- ◆ また使うかもしれないし、もったいないから取っておこう。
- ◆ 家族が同じ病気になった時に…。◆ また同じ症状に戻った時に…。

どこのご家庭でも、病院でもらった薬が残っているのではないのでしょうか。



でも、その「余った薬」危険かもしれません！



処方された薬は、あなた専用の薬です。家族や友人が使えるものではありません。他の人が使用し、アレルギーを起こしてしまったケースや、子供が誤って飲んでしまった！という事故もあります。

医師に処方してもらった薬は、その処方日数が期限ともいえます。この考え方は、薬の劣化とは無関係で、医師は診察の結果、今現在のあなたの病気の状態に最適な薬を処方しているということに由来しています。

例えば…

- 風邪薬でもその原因がウイルス性か細菌性か？
…原因によって処方される薬が異なります。
- 小さなお子様は、成長が早いので、成長に合わせた薬と適切な量が必要です。「この前と同じような症状だから前にもらった薬を飲ませておこう」はとても危険です。



医薬品を適正に使用していた場合でないと【医薬品副作用被害救済制度】は受けられません！

医薬品副作用被害救済制度

病院・診療所で処方された医薬品、薬局などで購入した医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院治療が必要な程度の疾病や日常生活が著しく制限される程度の障害などの健康被害について救済給付を行う制度です。

※救済の対象とならない場合もあります。

